４－５　適切な人事管理の実施の促進

・　教員一人一人の能力や業績を適切に評価する教員評価を実施し，評価結果を教員の処遇等へ適切に反映することを促進する。あわせて，優れた成果を上げた教員を評価し，意欲を高めるための優秀教員の表彰を行う一方，指導が不適切な教員に対する指導改善研修の実施，不適切な服務上の問題への厳正な対応等の適切な人事管理の実施を促進する。

・　また，学校教育は教職員と児童生徒の人格的な触れ合いを通じて行われるものであることから，教職員が心身共に健康を維持して教育に携わることができるようにするため，予防的な取組や復職支援の充実等の教職員のメンタルヘルス対策を推進する。

４－６　メリハリある給与体系の確立

・　真に頑張っている教員を支援することにより，教員の士気を高め，教育活動の活性化を図るため，教員の給料や諸手当等の在り方を見直し，それぞれの職務に応じてメリハリある教員給与体系の確立に向けて検討する。

基本施策５　幼児教育の充実

【基本的考え方】

○　生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性を踏まえ，幼稚園等における幼児教育の充実を図るとともに，子ども・子育て支援法等に基づく新たな制度の構築により，質の高い幼児教育・保育を総合的に提供するための更なる条件整備を図る。また，幼稚園における子育て支援活動・預かり保育の充実を図る。

【主な取組】

５－１　幼児教育の質の向上

・　幼児教育の質の向上を図るため，小学校教育との円滑な接続や子育て支援活動・預かり保育の充実，学校評価の推進などの課題への対応を含めた幼児教育の理解促進を図るとともに，幼稚園における指導上の課題等を把握し，幼児教育の改善を図る。

・　子ども・子育て支援法等に基づく新たな制度の具体化を踏まえつつ，幼児期の子ども一人一人の発達と学級集団の状況に即した指導を適切に行うことができるよう，教職員配置の在り方について検討する。

・　教職員の資質向上のため，幼稚園，保育所，認定こども園の教職員の合同研修の促進や，幼稚園教諭免許と保育士資格の併有促進，幼稚園教諭一種免許取得者数の増加を図る。

・　子育て支援活動や預かり保育も含め，幼稚園における多様な教育活動の充実を図るため，引き続き，財政支援を行う。

５－２　質の高い幼児教育・保育の総合的提供等

・　子ども・子育て支援法等に基づく新たな制度により，幼稚園及び保育所から認定こども園への移行を促進することで，質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供を一層促進する。

・　幼稚園，保育所，認定こども園を通じた共通の給付（子ども・子育て支援法に基づく「施設型給付」）を満３歳以上の小学校就学前の全ての子どもに保障する。

基本施策６　特別なニーズに対応した教育の推進

【基本的考え方】

○　様々な背景を有する者が共に暮らし，支え合う共生社会の形成に向けて，特別なニーズに対応した以下の取組を行う。

・　障害のある者がその年齢及び能力に応じ，かつ，その特性を踏まえた十分な教育が受けられるようにするため，可能な限り障害のある児童生徒が障害のない児童生徒と共に学ぶことができるよう配慮しつつ，教育内容・方法の改善充実などを図る。

　また，高等教育段階においても，意欲・能力ある障害者の教育機会の確保に向けた支援を推進する。

・　また，海外で学ぶ子どもたちの教育環境の充実を図るとともに，国内の帰国・外国人児童生徒等について，日本語指導や適応指導の充実等を含めた公立学校における受入れ体制の整備を推進する。

【主な取組】

６－１　円滑な就学手続の実現及び障害のある子どもに対する合理的配慮の基礎となる環境整備等

・　障害者の権利に関する条約に掲げられたインクルーシブ教育システムの構築に向けて，就学手続に関係する法令改正等を行い，新たな手続の下での円滑な就学手続を実現する。

　また，個別の教育支援計画・指導計画の作成等による指導，乳幼児期を含めた早期からの一貫した支援体制の構築，職業教育・進路指導の充実，ＩＣＴ等の活用を含めた教材の確保，バリアフリー化の推進や特別支援学校の教室不足の解消を含めた施設・設備の整備，専門性ある教員・支援員等の人的配置，交流及び共同学習の実施，合理的配慮の充実に向けた調査研究及びデータベースの整備等に取り組む。

　さらに，意欲・能力ある障害者の高等教育における修学機会の確保に向けて，支援する。

※ 障害者の権利に関する条約において，「合理的配慮」とは，「障害者が他の者と平等に全ての人権及び基本的自由を享有し，又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって，特定の場合において必要とされるものであり，かつ，均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう」とされている。

６－２　発達障害のある子どもへの支援の充実

・　発達障害のある子どもへの支援の充実を図るため，小・中学校における通級による指導への対応や特別支援教育支援員を含めた教職員体制の整備について検討し，必要な措置を講じる。また，全ての教職員が発達障害に関する知識・技能を身に付けられるようにするための施策を実施するとともに，特に，特別支援学級の新任担当者研修や管理者研修を集中的に実施する。幼稚園，高等学校等についても，特別支援教育体制の一層の整備を図る。さらに，ＩＣＴを活用した指導方法の開発や独立行政法人国立特別支援教育総合研究所による積極的な情報発信を行う。

６－３　特別支援学校の専門性の一層の強化

・　特別支援学校の教職員の特別支援学校教諭免許状の取得に係る研修の充実を